

保護者 様

板橋区子ども家庭部 保育サービス課長 佐藤 隆行

(公印省略)

登園自粛に伴う保育料の減額・免除の手続きについて（詳細）

平素から、板橋区の保育行政にご協力いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴い、認可保育施設の登園を自粛した際の保育料の減額・免除の取扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 保育料の減額・免除実施概要

対象月	令和 2 年 3 月分、4 月分の保育料 減額・免除の対象月を延長する場合は、決定次第ホームページ等でお知らせいたします。
対象者	板橋区民で、0～2 歳児クラスの児童 板橋区外にお住まいの方の保育料の取扱いは、居住自治体にお問い合わせください。
減額・免除条件	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、登園自粛した場合 登園自粛には、元々利用予定のなかった日は、含みません。

2 保育料の計算方法

減額後の保育料＝月額保育料×(25 日－登園自粛日数)÷25 日

※登園自粛には、元々利用予定のなかった日は、含みません。

※同一月中に 1 日も登園しなかった場合は、免除（0 円）となります。その場合、保護者同伴の行事（入園式等）のみの参加は、登園日にカウントしません。

例) 月額保育料 **28,600 円** の児童が、同一月中に **6 日間** 登園自粛をした場合

減額後の保育料) **28,600 円**×(25 日－**6 日**)÷25 日＝21,736 円

・1 円未満切捨て。園と取り決めている登園日数に関わらず、一律上記の計算式を適用いたします。

・保育時間が短い場合でも、登園した場合は 1 日登園した扱いとなります。

3 保育料の減額の手続き**(1) 同一月中に 1 日も登園しなかった場合（免除）**

保護者様からの手続きは必要ありません。保育サービス課が各保育施設より確認を行います。

(2) 同一月中に 1 日以上登園した場合（減額）

登園自粛をした日が同一月中にある場合のみ、「登園状況確認書」をご提出ください。

提出物	「登園状況確認書」※施設からの印があるもの 書式は、保育サービス課窓口・各保育施設・ホームページより取得可能です。 3 月分は 3 月 27 日付で各施設から配布済みです。お手元がない場合は、保育サービス課にご連絡をいただくか、ホームページよりダウンロードください。 《ホームページ掲載場所》 トップページ⇒子育て・教育・生涯学習⇒子どもを預ける⇒認可保育施設⇒新型コロナウイルスに関する保育所の対応について
------------	---

裏面に続きます

提出期限	3月分保育料：令和2年4月8日（水） ※4月8日を過ぎての提出でも返金可能ですが、返金までお時間をいただきます。 4月分保育料：令和2年5月13日（水）
提出先	各保育施設へご提出ください。 卒園・転園等により、園からの印を受けることが困難な場合は、保育サービス課入園相談係まで直接ご提出ください（郵送可）。 板橋区外の保育園に通園している方は、施設からの印を受け、保育サービス課に直接提出してください（郵送可）。

4 減額した保育料の通知

減額後の保育料の決定通知は、「登園状況確認書」をご提出の方のうち、**保育料が減額・免除になる方**にのみ通知いたします。減額後の保育料の通知時期・返還方法は以下の通りです。

3月分保育料	【通知時期】 4月下旬～5月上旬 【返還方法】 還付（令和元年度の保育料に未納がある場合は充当いたします）。
4月分保育料	【通知時期】 5月下旬～6月上旬 【返還方法】 6月以降の保育料に充当

5 3月分保育料の還付の流れ

「保育料の引落口座」への返金をご希望の場合、3月分保育料は、5月下旬以降の還付を予定しております。

「保育料の引落口座」以外の口座に返金をご希望の場合は、「口座振替依頼書」をこちらから送付いたしますので、届き次第保育サービス課へご返送ください。還付の時期は、保育サービス課が「口座振替依頼書」を受領した後、1～2か月後となります。

※地域型保育施設（小規模保育園・事業所内保育所・認定こども園・家庭福祉員・ベビールーム）に在籍している場合は、各施設より返金いたします。還付方法・時期については、各施設により異なります。

6 月極め延長保育料（区立保育園）について

（1）計算方法

対象月	令和2年3月分、4月分の月極め保育料 今後の状況により、対象月を延長する可能性もありますが、その際は決定次第お知らせいたします。
対象者	区内区立保育園の月極め延長保育を利用している児童 私立保育園・地域型保育施設の延長保育料については、各施設にご確認ください。
減額・免除条件	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、延長保育の利用を自粛した場合 登園自粛には、元々利用予定のなかった日は、含みません。
減額式	減額後の延長保育料＝4000円×（25日－延長保育利用自粛日数）÷25日 同一个月内に1日も延長保育を利用しなかった場合は、免除（0円）となります。

（2）減額の流れ

各園から利用を自粛した日数の報告を受け、延長保育料を決定します。減額後の延長保育料は延長利用月の翌月中旬にお知らせいたします。その後、保護者様にお支払いいただきます。

【お問い合わせ先】板橋区役所 保育サービス課入園相談係

〒173-8501 板橋区板橋二丁目66番1号 Tel.3579-2452

登園状況確認書（4月）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の登園自粛を行ったため、利用者負担額の減免を申請します。なお、申請にあたり、利用状況を区が対象施設に確認することに同意します。

住所	記入日	年 月 日
保護者氏名	印	Tel ()
フリガナ 児童名	年 月 日生	保育施設名
フリガナ 児童名	年 月 日生	

① 登園を自粛した日に「×」をつけて、自粛日の合計を右下にご記入ください。（元々利用予定のなかった日は含みません。）

月	火	水	木	金	土	日
4月						/
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	一度も登園ない場合はここに○⇒		全休

自粛日	
合計	日

② 施設へご提出ください。

（施設記入欄）自粛日は上記のとおり、相違ないことを証明する。 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 代表者名 _____ 印 </div>

区処理欄	①		②	
------	---	--	---	--